

国税庁長官
奥 達雄 殿

全国青年税理士連盟
会長 高橋 紀充
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第10下田ビル7F
電話 03-3354-4162

損失額計算システムの公開を求める要望書

私たち全国青年税理士連盟は、昭和42年の設立以来、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

さて、当連盟では令和6年1月及び令和6年9月に発生した能登半島地震及び能登半島豪雨の被災者に向けて、確定申告において雑損控除を適用した申告が容易にできるよう、金沢国税局が北陸税理士会向けに公表した通称「損失額計算システム」の入力方法等を紹介する動画（YouTube）を作成し、令和6年12月に当連盟ホームページ上で公開致しました。

東日本大震災の際には、国税庁 e-Tax 確定申告作成コーナーにおいて、雑損控除を計算する際に「損失額計算システム」が連動するようプログラムが組み込まれていましたが、令和6年分確定申告作成コーナーを確認したところ（令和7年1月14日時点）、連動するプログラムが組み込まれておりません。

100年に一度と言われるような大規模な災害が多発している昨今の現状を踏まえ、今回及び今後我が国で災害が生じた際には、以下の通り、被災地の税理士会のみへの配布にとどまらず、東日本大震災のときのように e-Tax 確定申告作成コーナーにおいてプログラムを組み込み「損失額計算システム」を被災者が活用できるようにすることや、各国税局を通じて「損失額計算システム」を広く一般に公開していただくよう、強く要望致します。

（理由）

- 被災地を管轄する税理士会のみへの周知では、実際には被災地在住の税理士自身が被災している場合も多く、「損失額計算システム」を活用して納税者を支援することが困難な場合も想定されること。
- 被災地の納税者が税務申告や相談する税理士は必ずしも被災地の税理士会に所属しているとは限らない。よって、被災地の税理士会への周知のみならず、広く全国の税理士会へ周知すべきであること。
- 税理士は確かに各地域の税理士会に所属しなければならないが、その職能に違いはなく、大規模な災害が生じた場合には、被災していない他会の税理士含め、全国の税理士が協力して支援することで復旧復興が迅速に進むこと。
- 被災地以外の税理士が「損失額計算システム」を認知していることで、万一自身が被災にあった場合においても、自身の状況により申告代理は難しくとも、「損失額計算システム」についての利用相談により被災者の支援ができる可能性があること。
- 税理士のみならず被災者自身が「損失額計算システム」を活用することで、より迅速に確定申告が進み、税務手続き面（早期の税金還付等）からも復興に寄与することができること。

以上

書留・特定記録郵便物等受領証

(ご依頼主のご住所) 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8
代々木第10下田ビル7階

全国青年税理士連盟

様

お届け先のお名前	お問い合わせ番号	申出損害要償額	摘要
国税庁長官 奥澤雄 様	242-09 82986-1	/	簡易書留
様			
様			

【ご注意】

この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから大切に保存してください。
 損害賠償額は原則として次のとおりです。
 ・一般書留：申出損害要償額欄の記入額（記入がない場合は10万円）を限度とする実損額です。
 ・簡易書留：5万円を限度とする実損額です。
 ・特定記録：損害賠償はありません。
 【配達状況がわかります】
 フリーコール 0120-232886
 インターネット <http://www.post.japanpost.jp>



日本郵便株式会社

申告書等の提出について

書面で提出された申告書等を受け付けました。

- ・ 国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っていません。
- ・ 申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。また、e-Tax を利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を忘失した場合等の確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

詳細は国税庁
ホームページを
ご覧ください

